

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日からはB所在のC事業場（以下「事業場」という。）に就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊死により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第41条第2号に規定される管理監督者は、労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制がなじまないような立場にある者に限って認められるものであり、その者の職務内容と権限、勤務態様の実態及び待遇に基づき判断されるものである。そこで、被災者の職務内容と権限、勤務態様及び賃金等の待遇について、以下検討する。

ア 被災者の職務内容と権限について

(ア) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、「被災者は、事業場の責任者の立場にあったことは認められるものの、事業場の一管理者にすぎず、会社全体の事業経営に関与することは一切なかった。よって、使用者との一体性を認めることは到底できない。」旨主張するが、企業の経営者は、管理職者に企業組織の部分ごとの管理を分担させつつ、それらを連携統合しているのであって、担当する組織部分について経営者の分身として経営者に代わって管理を行う立場にあることが「経営者と一体の立場」と考えられるべきである。そして、当該組織部分が企業にとって重要な組織単位であれば、その管理を通して経営に参画することが「経営に関する決定に参画し」に当たるとみるべきである。

(イ) したがって、被災者は、決定書理由に説示のとおり、職務権限規程の権限を有する唯一の労働者であり、重要な職務内容、責任と権限を有するものであることから、労働条件の決定その他労務管理等について経営者との一体性が認められるものと判断する。

イ 被災者の勤務態様について

(ア) 請求代理人は、「被災者が、一般職員とずらして休憩時間をとっていたことについて、あくまで他の職員がきちんと休憩をとれるように配慮した結果である。」旨主張するが、まさにそのことが、管理監督者として、一般職員の勤務管理に配慮し、自己の休憩時間を自由に変更できた証と判断されるところである。

(イ) さらに、請求代理人は、Dが、「会議や休暇以外で、8時50分以後に出勤したことや、17時35分前に退勤したことはありません。」と述べていることをもって、請求人が、所定労働時間に応じた勤務に従事していたことの根拠としているが、この申述は、単に、後任者が自己の勤務の実績を述べていることにとどまり、このことをもって、被災者が所定労働時間に拘束されていたと認めることはできない。

(ウ) したがって、決定書理由に説示のとおり、被災者は、労働時間について厳格な制限を受けず、労働時間に関する裁量を有していたものと判断する。

ウ 被災者の賃金等の待遇について

(ア) 請求代理人は、「被災者には、本来、平均月額〇円を超える時間外手当の支払がされるべきところ、管理職手当は月額〇円であり、管理監督者にふさわしい処遇がされていたとは言い難い。」旨主張する。しかしながら、被災者は、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあり、労働時間等の規制になじまない立場にある者であることから、時間外手当を受けることができるような上記の主張は、その前提において失当である。

(イ) また、請求代理人は、「死亡当時〇歳で勤続〇年に及んでおり、このような職歴の者への給与としては、高いものとは言えない。」旨主張するが、決定書理由に説示のとおり、被災者は、その地位にふさわしい賃金等の待遇がされていたものと判断する。

(2) したがって、当審査会としても、被災者は、職務内容等、勤務態様及び賃金等の待遇から判断して、労基法第41条第2号に定める管理監督者に該当するものと認められることから、監督署長がした給付基礎日額の算定は、妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が給付基礎日額を〇円として請求人に対し

てした遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。